

## 申請資格

① 中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び個人事業主、または医療法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人等の法人ですか？  
(東京信用保証協会による信用保証の対象外となる業種は除きます。)

いいえ

はい

② 申請時点で区内において引き続き1年以上事業を行っている個人事業主、または法人(本店登記が区内)ですか？  
(法人の場合、区内に本店登記があっても主たる事業所がない場合は対象外。)

いいえ

はい

③ 令和2年度の法人都民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税(区外在住の場合は、葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税)を滞納していないですか？

いいえ

はい

④ 大企業が実質的に経営に参画していませんか？

いいえ

はい

⑤ 令和3年4月・5月・6月のいずれかの月の売上げが令和2年同月又は、令和元年(平成31年)同月と比較し、30%以上減少していますか？

いいえ

はい

⑥ 国又は他の地方公共団体等から同一の補助金は受けていませんか？

いいえ

はい

⑦ この補助金は1事業者1回の申請になります。今回の補助金申請は1回目ですか？

いいえ

はい

**今回の補助金の対象になります。**

当補助金の対象外になります

— 令和3年度 —

# 葛飾区感染症拡大防止対策費補助事業のご案内

この制度は、葛飾区内の中小事業者が感染拡大を防止するために始めた新たな取り組みや、感染予防が必要となった取り組み等を行った際に要する経費の一部を補助する制度です。

## 申請期間

<郵送・窓口>

**令和3年8月2日(月)～令和3年12月28日(火)**

※郵送:12月28日(火)消印有効 / 窓口:12月28日(火)午後5時まで

※感染症拡大防止のために、郵送でのご申請へのご協力をお願いいたします。

※11月末までの提出をおすすめいたします。期日以降の不備は申請無効となる場合があります。

## 申請先

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか2F  
葛飾区感染症拡大防止対策費補助金相談センター 宛

## 補助額・補助対象期間

| 補助対象期間  | 補助金額  | 補助上限額     |
|---|---|-----------|
| 令和3年4月1日(木)<br>～<br>令和3年12月28日(火)<br><small>※上記申請期間内に支払い、納品が完了していることが条件となります。</small> | 補助対象経費の10分の10<br><small>※千円未満は切捨てです。<br/>※補助対象経費が千円未満の場合、補助対象外です。</small> | 10万円(税込み) |

問い合わせ先

**葛飾区感染症拡大防止対策費補助金相談センター**

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか2F  
電話:03-3838-5561(午前8時30分～午後5時)※土日祝祭日は除く

## 申請方法及び書類

| 申請書類一覧 |   | 法人 | 個人 |
|--------|---|----|----|
| 1      | 葛飾区感染症拡大防止対策費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)<br>区のホームページからダウンロードもしくは相談センターにて配布  | ○  | ○  |
| 2      | 企業概要(第2号様式)<br>区のホームページからダウンロードもしくは相談センターにて配布   | ○  | ○  |
| 3      | 葛飾区感染症拡大防止対策費内訳書(第3号様式)<br>区のホームページからダウンロードもしくは相談センターにて配布<br>※全て税込み額にてご記載ください。  | ○  | ○  |
| 4      | 誓約書(第4号様式)<br>区のホームページからダウンロードもしくは相談センターにて配布  | ○  | ○  |
| 5      | 支払いが証明できる書類(領収書等)の原本及びコピー<br>(口座振込の場合は振込控及び請求書の原本及びコピー)<br>※原本とともに、必ずコピーも提出してください。(原本は交付決定通知書に同封して返却します。)<br>領収書はコピーを取り、お手元にも保管していただきますようお願いいたします。<br>※領収書の宛名に会社名・店名または個人事業主名の記入がないものや、但し書きが空欄の場合は対象外となります。<br>(上様などの具体的な宛名の無いレシートは不可。)<br>※領収書の品名に具体的な商品名等の記載のないものは対象外となります。<br>(「品代」など購入品がわからない但し書きは不可。)<br>※店舗等ではなく個人から購入した経費については、認められない場合があります。<br>(フリマアプリでの購入品など)<br>※支払いが証明できない経費(請求書や納品書のみなど)は対象外となります。<br>※具体的な宛名と購入内容がわかる但し書きの記載がある領収書が必要です。<br>※クレジットカードで対象経費を支払った場合(※リボ払い、分割払い、ボーナス払いは対象外)カード名義人は個人事業主名または法人名のものに限ります。また、カード会社から発行される、名義人が記載されている請求が確定した「ご利用明細票」または「Web明細書」を必ず添付してください(支払い予定分、未確定分は取り扱いできません)。<br>※クレジットカード以外での分割払いも対象外となります。 | ○  | ○  |
| 6      | 直近の確定申告書の第一表の写し<br>※確定申告をしていない場合は、住民税申告書の写しを提出してください。<br>※税務署または区役所で収受したことが確認できるものを提出してください。<br>※確定申告書等において事業所得(営業所得)がある方のみ申請の対象です。   | ○  | ○  |
| 7      | 個人事業主の場合は、開業届(個人事業の開業・廃業等届出書)の写し  | 不要 | ○  |
| 8      | 売上台帳または損益計算書等の写し<br>※令和3年4～6月までのいずれかの月の売上高のうち、前年同月または前々年同月と比較して30%以上の売上高の減少を確認できる書類<br>※売上高の減少が客観的に確認できる書類をご準備ください。   | ○  | ○  |
| 9      | 法人都民税の納税証明書(非課税証明書) 令和2年度分<br>※都税事務所にて取得してください。<br>(葛飾都税事務所は区役所本館2階にあります。)  | ○  | 不要 |
|        | 特別区民税の納税証明書(非課税証明書) 令和2年度分<br>※区役所本庁舎、各区民事務所・区民サービスコーナーにて取得してください。<br>※葛飾区の特別区民税納税証明書(区外在住の場合、居住地の区市町村民税納税証明書も必要になります。)   | 不要 | ○  |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 10 | 営業実態を確認できる直近の光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書の写し<br>※いずれも申請者の事業所住所が記載されているもの     | ○ | ○ |
| 11 | 設置機器、施工箇所、購入した物品の使用状況がわかる写真<br>※カラーでプリントアウトされたもの                     | ○ | ○ |
| 12 | 申請者の振込先の口座名義人や口座番号等がわかるものの写し<br>※第1号様式に記載した「口座情報」の内容がわかるコピーをご用意ください。 | ○ | ○ |

## 対象とする経費

### 1 感染症拡大防止対策のための設備等の工事・修繕に要する経費

例) 感染拡大防止のための設計工事、感染拡大防止のための換気設備の修繕費など

### 2 感染症拡大防止対策のための物品の購入に要する経費

例) テレワークに係るヘッドセットなどの機材、飛沫防止パーテーションの購入、キャッシュレス化に係る備品の購入など

### 3 感染症拡大防止対策のための広告宣伝に要する経費

例) 感染拡大防止への取組みを取引先や顧客に伝えるための広告宣伝に係る費用など  
※ホームページ作成費は対象外

### 4 従業員のPCR検査及び抗原検査に要する経費



※審査の結果、感染拡大防止に要した経費として認められないものはすべて対象外となります。

### 【対象外経費の例】

ホームページ作成費、ランニングコスト関連費(光熱水費、通信費等)、送料、保証料、保守費用、車両費(車、バイク、自転車等)、手数料、交通費、金券、ライセンス関連費、飲食に係る経費、各種ポイント・ギフト券・ギフトカードで支払った経費、防犯登録料・車検費用、申請に係る資料作成費など

### 【申請する際の注意点】

- (1) 必要に応じて、事業内容について実地調査等を行う場合があります。
- (2) 申請時の郵便事故について、一切の責任を負いません。郵送の際は、配達記録の残る方法(簡易書留等)を推奨します。
- (3) 提出された書類・資料等はお返しいたしません。(支払が証明できる書類のみ原本をお返しします。)